

伊勢原市土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可事務処理要領

(趣旨)

第1条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第7条第1項の規定による土地区画整理促進区域内における土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築（以下「建築行為等」という。）の許可に関する事務処理については、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和50年政令第306号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和50年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事前協議及び添付図書)

第2条 施行規則で定める建築行為等に関する許可の申請をしようとする者は、土地区画整理促進区域内における建築行為等に関する事前協議書（第1号様式）を市長に提出し、事前に協議しなければならない。

2 前項に規定する事前協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 土地の形質の変更にあつては、次条第1号ア及びウの図書
- (2) 建築物の新築、改築又は増築にあつては、次条第2号ア及びイの図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(許可等の通知)

第3条 施行規則で定める建築行為等に関する許可の申請は、次に掲げる図書を添付の上、土地区画整理促進区域内建築行為等許可申請書（第2号様式。以下「許可申請書」という。）正副2通を市長に提出しなければならない。

(1) 土地の形質の変更の場合

- ア 案内図 方位、道路及び目標となる地物
- イ 区域図 縮尺2,500分の1以上のもので当該行為を行う土地の区域を明らかに表示するに必要な範囲とし、区域内に字の境界があれば表示し、更に宅地の地番及び形状等を表示した図面
- ウ 設計図 縮尺1,000分の1以上のもので当該行為の施行後における施行地区内の公共施設及び宅地等の位置及び形状を当該行為により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示した平面図及び断面図

(2) 建築行為等のうち建築物の新築、改築又は増築の場合

- ア 案内図 方位、道路及び目標となる地物
- イ 配置図 縮尺500分の1以上のもので道路名称と幅員、排水経路・排水放流先及び最終ますの新設、既設の区分を表示した図面

ウ 各階平面図 縮尺200分の1以上のもの

エ 二面以上の断面図 縮尺200分の1以上のもの

(3) 建築行為等を行おうとする当該宅地等の使用について所有権以外の権利に基づく場合には、当該権利を証する書類等

(4) 土地区画整理促進区域内の建築行為等について（第3号様式）。ただし、土地の形質の変更の場合は、除く。

(5) その他市長が必要と認める図書

（許可申請書の受理）

第4条 許可申請書を受理したときは、土地区画整理促進区域内建築行為等許可申請台帳（第4号様式）に必要な事項を記載するものとする。

（許可申請書の取下げ）

第5条 許可申請書の取下げは、取下書（第5号様式）の提出により行うものとする。

2 前項の取下書を受理したときは、取下書の受理について（第6号様式）を発するものとする。

（許可指令書等）

第6条 許可申請に対する処分は、許可決定通知書（第7号様式）又は不許可決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

2 前項の許可決定通知書又は不許可決定通知書は、許可申請を受理した日から原則として20日以内に申請書副本を添付して交付するものとする。

（許可内容の変更）

第7条 既に受けた許可の内容を変更しようとする者は、取消願（第9号様式）を提出した上、改めて、変更後の建築行為等を内容とする許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の取消願による許可の取消しは、許可取消指令書（第10号様式）により行うものとする。

（行為の完了届）

第8条 許可を受けた者が当該行為を完了したときは、完了した日から7日以内に行為完了届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月30日から施行する。